

石 福 総 第 5 7 9 号
令 和 元 年 6 月 2 8 日

石狩市社会福祉審議会
会 長 鈴 木 幸 雄 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 保育料の改定について
2. 第4次石狩市地域福祉計画の策定について
3. 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

令和2年2月25日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木 幸雄

第4次石狩市地域福祉計画の策定について（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、令和元年6月28日付石福総第579号で諮問のありました第4次石狩市地域福祉計画の策定について、本審議会において審議を行った結果、次の通り意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。

【附帯意見】

記

- 1 地域共生社会の実現に向けて、市民、地域福祉活動団体や関係機関の理解や協力を得ながら、計画の推進にあたること。
- 2 地域力を最大限活かせるよう、社会福祉に対する市民意識の醸成を図り、本計画で掲げた基本理念の実現を目指すこと。
- 3 定期的な点検、評価を行い、計画の進捗状況の把握に努めること。また法律や制度の改正など社会情勢の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。